

岡山市中学校体育連盟規約

第1章 総 則

(名称および所在地)

- 第1条 この連盟は、岡山市中学校体育連盟（以下本連盟という）と称する。
- 2 本連盟は、岡山県中学校体育連盟岡山支部となる。
- 3 本連盟は、岡山県中学校体育連盟備前西地区となる。
- 第2条 本連盟の事務局を、理事長勤務の学校におく。

第2章 目 的

(目 的)

- 第3条 本連盟は、中学校保健体育の充実・向上をはかるとともに、中学生の正常なスポーツ活動の発展を促進する。

(事 業)

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 中学校保健体育に関する会議の開催。
- (2) 中学校在学の生徒を対象とした、各種競技会の開催と共催。
- (3) 中学校保健体育指導者の資質向上に関する事業の開催。
- (4) 中学校保健体育に関する調査・研究。
- (5) 体育・競技団体との連絡・提携。
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

(組 織)

- 第5条 本連盟は、岡山市所在の中学校をもって組織する。
- 2 岡山市所在の中学校は、つぎに掲げるブロックのいずれかに所属するものとする。
- (1) 東ブロック (2) 西ブロック (3) 南ブロック (4) 北ブロック
- 3 本連盟に、つぎの部門をおく。
- (1) 研究部 (2) 専門部
- 4 この組織、運営、活動は別に定める運営細則による。

第4章 役 員

(役 員)

- 第6条 本連盟に、つぎの役員をおく。
- | | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 2名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 | (6) 理事 | 30名 |
| (7) 監事 | 2名 | (8) 会計 | 若干名 |
| (9) 書記 | 若干名 | (10) 顧問 | 若干名 |

(役員の選出方法)

- 第7条 本連盟の役員を選出は、つぎの方法によるものとする。
- (1) 会長・副会長は、理事会で推したいする。
- (2) 理事長・副理事長は、理事会で選出する。
- (3) 常任理事は、各ブロックごとに選出された理事3名中1名をもって当てる。
- (4) 理事は、各ブロックごとの中から選出された3名、および県中体連理事長・同副理事長、備前西地区中体連理事長（本連盟より選出された場合）、研究部、専門部に所属する各部理事長をもってあてる。
- (5) 監事は、理事会において推挙する。
- (6) 顧問・会計・書記・研究部部長・専門部部長・研究部理事長・専門部理事長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第8条 役員職務は、つぎのとおりとする。
- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表して、本連盟の業務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を組織し、理事長の業務処理を補佐する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を執行する。
- (7) 監事は、本連盟の会計、および財産の状況につき監査する。
- (8) 会計は、本連盟の会計を掌理する。
- (9) 書記は、本連盟の業務を処理する。
- (10) 顧問は、会長および理事会の諮問に応じる。

- (役員任期)
第9条 役員任期は2カ年とする。ただし、重任は妨げない。
2 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- (会 議)
第10条 本連盟に、理事会・常任理事会、および研究部・専門部理事長会・各ブロック会ならびに総会をおく。

- (総 会)
第11条 総会は連盟の全役員と全加盟校の代表をもって構成し、会長が招集する。
2 定例総会は毎年3月上旬までに行い、年間行事の反省、各種表彰などを行う。
3 緊急の場合は臨時会を招集することができる。

- (理 事 会)
第12条 理事会は、この連盟の意志決定機関であるとともに執行機関であって会長・副会長・理事長・理事・会計・書記・調査研究部理事長で構成し、会長が招集する。
定例理事会は毎年5月、11月、2月にこれを開き、予算、決算、事業その他重要事項を審議し、決定する。
2 理事会は構成員の3分の2以上で成立し、議事は出席理事の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決める。
3 緊急の場合は臨時に会を招集することができる。

- (常任理事会)
第13条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・会計・書記・研究部理事長で構成する。
2 常任理事会は、会長が招集し、日常の業務処理を行うとともに、運営の企画等につき審議する。
3 緊急を要する事項については、理事会の承認を条件としてその業務を代行することができる。

- (研究部・専門部理事長会)
第14条 研究部・専門部理事長会は会長、副会長、理事長、副理事長、各研究部理事長、各専門部理事長、書記、会計で構成し、会長が招集する。
2 研究部・専門部理事長会は運営の企画について審議し、会務の処理をする。
3 研究部・専門部理事長会の審議内容は常任理事会の承認を求めなければならない。

- (ブロック会)
第15条 ブロック会は、ブロック理事、そのブロックに所属校の代表で構成する。
2 ブロック会は会長が招集し、理事会の決定事項の伝達の間であるとともに、理事会への意志伝達の決定の間である。
3 定例ブロック会は3月にこれを開く。
4 緊急の場合は臨時に会を招集することができる。

- (会議の成立)
第16条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、その過半数の賛成をもって決する。

- (会議の議長)
第17条 会議の議長は、その都度構成員の中から選出する。

第6章 会 計

- (経 費)
第18条 本連盟の経費は、つぎに掲げるものをもってあてる。
(1) 負担金 (2) 助成金 (3) 補助金
(4) 寄付金 (5) その他

- (会 計 年 度)
第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

第7章 付 則

(付
第20条
第21条

則)

本連盟の運営に必要な細目は、理事会が別にこれを定める。
この規約は、昭和51年4月30日より実施する。

| | | |
|-------------|------|---|
| 平成5年4月1日 | 一部改正 | |
| 平成15年4月1日 | 一部改正 | (「地区」を「ブロック」に名称変更) |
| 平成17年4月1日 | 一部改正 | (理事変更 備前地区西ブロック理事長を削除) |
| 平成18年4月1日 | 一部改正 | (理事 県中体連地区変更に伴い備前地区理事長を備前西地区理事長に変更) |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第5条3(2) 専門部を競技部に改正 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第7条(4) 各部理事長を専門部理事長に改正、評議委員を削除 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第7条(7) 研究部長・研究部理事長を追加 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第10条 研究部・専門部理事長会を追加、評議委員会を削除、総会を追加 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第12条 研究部を調査研究部理事長に改正 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第13条 研究部を調査研究部理事長に改正 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第14条 (研究部・専門部理事長会) 項目を追加 |
| 平成19年4月1日 | 一部改正 | 第14条 以後条数字が一つづつずれる |
| 平成19年11月30日 | 一部改正 | 第6条(6) 理事若干名を30名に改正 (7) 評議員を削除、以下番号をつめる。 |
| 平成19年11月30日 | 一部改正 | 第7条(5) 全文削除、以下番号がずれる。 (6) 評議委員会を理事会に変更 |
| 平成19年11月30日 | 一部改正 | 第8条(7) 削除、以下番号がずれる |
| 平成19年11月30日 | 全面改正 | 第11条 評議委員会を総会と改め内容も変更 |
| 平成19年11月30日 | 全面改正 | 第12条 内容全面改正 |
| 平成19年11月30日 | 全面改正 | 第15条 内容全面改正 |
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第1条-3 地区名を追加 |
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第10条 (各ブロック会) を追加 |
| 平成20年5月13日 | 全面改正 | 第15条 ブロック会を追加 |
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第15条 追加のためそれ以後がずれる |
| 平成25年5月24日 | 一部改正 | 第6条 会計を若干名に変更 |
| 平成25年5月24日 | 一部改正 | 第6条 書記を若干名に変更 |
| 平成28年5月27日 | 一部改正 | 第5条 「別に定める運営細則による」を追加 |
| 令和4年11月29日 | 一部改正 | 第6条 副会長4名を1名に変更 |

岡山市中学校体育連盟運営細則

第1条 岡山市中学校体育連盟規約（以下規約という）第5条に定めるところにより、運営細則をつぎのとおり定める。

第2条 規約第5条の第2項に定める、ブロック所属については、つぎのとおりとする。

- (1) 東ブロック 市操山・竜操・高島・旭東・上南・西大寺・山南学園・上道・富山・
県岡山操山・聾学校・瀬戸・清秀・（東養護）
- (2) 西ブロック 石井・吉備・桑田・御南・妹尾・福田・興除・藤田・岡山・灘崎・
県岡山大安寺・（西養護）
- (3) 南ブロック 芳田・岡輝・福浜・福南・芳泉・東山・操南・光南台・岡大附属・山陽学園・
緑ヶ丘
- (4) 北ブロック 岡山中央・岡北・京山・中山・香和・高松・足守・岡山後楽館・就実・
理大附・御津・朝日塾・建部

※ 聾学校・西養護学校・東養護学校・南養護学校の取り扱いについては、年度当初に本連盟と当該校とで協議のうえ決定する。

第3条 規約第5条の第3号に定める、部門の(1)研究部 (2)専門部には、それぞれつぎの各部をおく。

研究部 ① 調査研究部 ② ダンス部

専門部 ① 陸上競技 ② 水泳 ③ バスケットボール

④ サッカー ⑤ ハンドボール ⑥ 野球

⑦ 体操 ⑧ バレーボール ⑨ ソフトテニス

⑩ 卓球 ⑪ バドミントン ⑫ ソフトボール

⑬ 柔道 ⑭ 剣道 ⑮ テニス

(⑯ 相撲 ⑰ スキー)

第4条 規約第6条の(2)に定める、副会長の選出は、規約第5条の第2号に定める4ブロックより各1名選ぶものとする。

第5条 規約第1条の第2項による、岡山県中学校体育連盟への役員選出にあたっては、つぎの方法によるものとする。

- (1) 岡山県中学校体育連盟へは、理事6名を選出する。
- (2) 県理事の選出は、本連盟中より理事長1名、副理事長1名、調査研究部理事長1名と会計、書記、常任理事の中から選出する。
- (3) 選出役員が、岡山県中学校体育連盟の理事以外の役員については、それぞれの役員についてその補充をしなければならない。

第6条 規約第12条の第3号、および第13条の第3号に定める、緊急を要する事項の代行にあたっては、事前・事後を問わず、速やかにそれぞれの機関の承認を得るものとする。

第7条 規約第16条に定める、会議の成立については、その構成員が出席できない場合、書面をもってこれにかえることができる。

第8条 規約第18条の(1)に定める負担金は、生徒1人あて40円とする。

第9条 本連盟の負担金は、毎年5月末日までに、岡山県中学校体育連盟の負担金230円とあわせて徴収する。

第10条 次のとおり旅費規程を定める。

- (1) 本連盟主催の大会役員ならびに競技役員を支給対象とする。
ただし、生徒引率旅費等を支給されている役員には支給しない。
支給額は次のとおりとする。
 - ①土・日曜日、祝日は、1人1日1500円とする。
ただし、半日（5時間未満）の場合は1000円とする。
 - ②平日は、700円とする。
 - ③本連盟関係者以外の役員は、旅費および謝金として3000円を支給する。
- (2) 本連盟の事務局、研究部、専門部が主催する会議に出席した者を旅費対象とする。
支給額は次のとおりとする。（詳細は専門部運営細則第4条参照）
 - ①各学校から直線距離8kmまでの場合は400円とする。
 - ②それを超えた場合は700円とする。
 - ③その学校、その学区の施設を利用する場合の旅費は支給しない。
- (3) 派遣文書には「旅費については岡山市中学校体育連盟より支給する。」と明記する。

第11条

- (1) 規約第4条の事業を達成するために別に岡山市中学校保健体育研究推進校実施要領を定める。
- (2) 研究推進校は、本連盟規約第5条の2、ならびに本連盟細則第2条に定める東西南北の各ブロックより選出された学校とし、期間は2年間とする。ブロックの順序は東西南北の順とする。

第12条 この細則は、昭和51年4月30日より実施する。

| | |
|-------------|---|
| 昭和54年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和55年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和56年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和59年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和60年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和61年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和62年4月1日 | 一部改正（4地区を正式組織化） |
| 平成2年4月1日 | 一部改正 |
| 平成3年4月1日 | 一部改正 |
| 平成5年4月1日 | 一部改正（備前地区発足） |
| 平成8年4月1日 | 一部改正（県中体連規約改正・評議員制度の廃止） |
| 平成9年4月1日 | 一部改正（県立東養護学校の参加） |
| 平成10年4月1日 | 一部改正（県中体連負担金の25円値上げ） |
| 平成11年4月1日 | 一部改正（県中体連負担金の25円値上げ・後楽館および岡山中央の加盟） |
| 平成12年4月1日 | 一部改正（県中体連負担金の25円値上げ） |
| 平成13年4月1日 | 一部改正（県中体連負担金の10円値上げ） |
| 平成14年4月1日 | 一部改正（県中体連負担金の10円値上げ・県岡山操山中および理大附属中の加盟） |
| 平成15年4月1日 | 一部追加（旅費規程(1)） |
| 平成15年4月18日 | 一部改正（旅費規程(1)改正） |
| 平成16年4月1日 | 一部改正（旅費規程(2)） |
| 平成17年4月1日 | 一部改正（御津中および朝日塾中の加盟、それに伴うブロック変更・県理事選出数の変更） |
| 平成18年4月1日 | 一部改正（競技部にテニス部を追加） |
| 平成19年4月1日 | 一部改正（建部中および瀬戸中の加盟） |
| 平成19年4月1日 | 一部改正（第13条（競技部を専門部に改正） |
| 平成19年11月30日 | 一部改正（第1条文中19条を18条に（規約改正に伴う） |
| 平成19年11月30日 | 一部改正（第7条文中14条を15条に（規約改正に伴う） |
| 平成19年11月30日 | 一部改正（第8条文中16条を17条に（規約改正に伴う） |

| | | |
|------------|------|---|
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第2条(4)に※に成徳学校を追加 |
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第10条(1)に競技役員を追加 |
| 平成20年5月13日 | 一部改正 | 第10条(2)に専門部を追加 |
| 平成22年2月12日 | 一部改正 | 第2条(1)に清秀, (2)に県岡山大安寺を追加, (3)の成徳を緑ヶ丘に変更 |
| 平成25年2月12日 | 一部改正 | 第11条に研究推進校について追加, そのため以降がずれる |
| 平成27年5月28日 | 一部改正 | 第11条(3)①～④研究指定校への助成金交付に関する項目を削除 |
| 平成28年5月27日 | 一部改正 | 第1条「第5条に定めるところにより」に変更 |

岡山市中学校体育連盟顕彰規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、岡山市中学校体育連盟の発展に寄与し、特にその功績が顕著なものを顕彰するために必要な事項を定める。

(基 準)

第2条 この顕彰は、つぎの各項に該当するものについておこなう。

1 特別表彰

- (1) 永年に亘り、岡山市中学校体育連盟の役員として(含 専門部)功績のあった者(退職もしくは他支部等への異動)に感謝状を贈呈する。
- (2) 岡山市中学校体育連盟の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった指導者、並びに生徒に表彰状を授与する。(全国大会での優勝程度)

2 会長表彰

- (1) 各専門部ごとに男女各10名以内(3年生に限る)で、部活動に取り組む姿勢等他の生徒の範となる者に表彰状を授与する。
- (2) 優勝チームに限らず、個人を対象とし、夏季体育大会、総体、学校教育活動内での練習を持って選考の原則とする。

(候補者の推薦)

第3条 各専門部並びに事務局が推薦・選考を行う。

(審査及び決定)

第4条 常任理事会の議を経て、理事会において決定する。

(顕 彰 方 法)

- 第5条
- 1 顕彰は感謝状または、表彰状により行う。ただし、いずれも記念品を付与することができる。
 - 2 顕彰は、年1回行うことを原則とする。

(そ の 他)

第6条 この規定に定めるほか、実施に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

昭和61年 4月1日 改正
平成16年 4月16日 改正
平成20年 2月15日 一部改正(基準)2会長表彰 選手権を夏季体育大会に